

防衛力の抜本的強化に関する有識者会議運営要領

〔令和6年2月19日〕
有識者会議座長決定

防衛力の抜本的強化に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、会議の終了後、公表する。ただし、総会においては座長が、部会においては部会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 会議終了後、氏名等は公表せずに、会議の議事要旨を公表する。ただし、総会においては座長が、部会においては部会長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとするすることができる。